

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 商品先物取引の運用益は申告分離に

**Q** : 商品先物取引の運用益の取扱いが改正されたと聞きましたが、どのような取扱いになったのでしょうか。

**A** : 雑所得による総合課税から、申告分離課税により所得税20%、住民税6%が課税されることになりました。

### 【解説】

商品先物取引は、貴金属や農産物などの商品を売買する当事者が、将来の一定の時期に商品を受け渡しすることを約束し、その価格を現時点で決め、商品と代金の交換を基本としながら、期間内に反対売買（買った場合は転売、売った場合は買戻）することによって生じる差金の授受によって決済することができる取引です。

平成13年度の改正により、商品先物取引による利益は、所得税の雑所得扱いから、申告分離課税により所得税20%、住民税6%が課税されることになりました。

この取扱いは、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に行った商品先物取引による所得について適用されることになります。

なお、商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額については、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認められません。

